

令和8年度 南風原町教育委員会産業保健体制構築業務委託事業 仕様書

1 事業名

令和8年度 南風原町教育委員会産業保健体制構築業務委託事業（以下、「本事業」という。）

2 目的

本事業は、労働安全衛生法に基づき、南風原町立小中学校（以下、「各学校」という。）における教職員の健康管理体制を適正化し、過重労働対策及びメンタルヘルス不調の未然防止・再発防止を組織的に推進するため、南風原町教育委員会（以下、「本町教育委員会」という。）の産業保健体制構築業務を委託するものである。

3 事業概要

本事業受託者は、以下の専門職を配置し、各学校に勤務する教職員の心身両面の健康管理を図るため、本町教育委員会と各学校と相互に密な情報連携を行う体制を構築する。

(1) 産業医

〈役割〉

産業医は、医学的専門知識に基づき、教職員の就業上の措置について判断を下す法的権限を有する。

〈要件〉

- ・日本医師会認定産業医又はそれと同等以上の産業保健に関する専門的知識・実務経験を有すること。
- ・単なる面接指導に留まらず、教職員の勤務特性(長時間労働等)を理解し、教育現場の特殊性を踏まえた適切な医学的助言ができること。
- ・医師の資質を客観的に評価し、必要に応じて専門医による指導や教育を継続的に実施している組織に所属していること。

(2) 産業保健師

〈役割〉

産業保健師は、保健指導及び予防活動を通じて教職員の健康保持増進を支援し、産業医の業務を実務面から補完する。

〈要件〉

- ・企業や公的機関における産業保健実務(保健指導、職場巡視等)の経験を有すること。
- ・産業医の指示のもと、各学校及び本町教育委員会が開催する衛生委員会の運営補助、職場環境の把握等の実務を主体的に遂行できること。
- ・教職員の心理的ハードルを下げ、初期的な相談対応や休職中の状況確認を適切に行える能力を有すること。

4 履行期間

令和8年7月上旬 ～ 令和9年3月下旬

5 実施場所

面談：対面又はオンライン

職場巡視：南風原町立小中学校（6校）

南風原小学校	南風原町字兼城685番地
津嘉山小学校	南風原町字津嘉山684番地
北 丘小学校	南風原町字宮平336番地
翔 南小学校	南風原町字喜屋武450番地
南風原中学校	南風原町字兼城780番地
南 星中学校	南風原町字照屋200番地

6 守秘義務

本事業において知り得た情報については、契約期間中のみならず本事業の終了後においても同様に漏洩してはならない。

7 委託業務内容

（1）産業医が主体となる業務

・面接指導の実施

以下の2つの場合のいずれかに該当する教職員のうち、医師との面接を希望する者への面接ならびに意見書の作成（1回20分程度）。

①時間外在校等時間が月80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる場合

②心理的負担の程度が高く、面接指導を受ける必要があると、ストレスチェックをした医師等が認めた場合（1回30分程度）。

（2）産業保健師が主体となる業務

・現場環境の把握

各学校における職場巡視実施、衛生委員会への参加及び産業医への報告資料の作成（各学校4回、全24回。なお1回の学校訪問につき、職場巡視と衛生委員会の参加を合わせて2時間以内とする）。

・健康啓発

専門知識に基づく健康講話や資料提供を通じたセルフケア支援。

（3）専門職連携による「休復職支援」の体制整備

・支援フローの円滑化

各学校における休職・復職の対応がスムーズに行われるよう、受託者が持つノウハウや標準的なフローをベースに、本町教育委員会及び各学校の実情に即した「休復職支援の流れ（フロー）」の整理・提案を行うこと。

・定期的なフォローアップ

休職開始から復職後に至るまで、必要に応じて産業保健師等が状況確認や定期的な面談を行い、教職員の不安軽減と再休職の防止に努めること。

(4) スポット面談の対応

- ・上記(1)に定める①、②以外の面接指導を希望する者への面接及び意見書の作成(1回20分程度、6回)

(5) 実施計画書の提出

- ・運営体制表及び産業医・産業保健師の名簿を受託後速やかに提出すること。
- ・職場巡視実施及び衛生委員会参加のスケジュールを作成し、本町教育委員会及び各学校に提出すること。スケジュール作成については、各学校と調整すること。

(6) 実施報告書の提出

- ・各学校での職場巡視実施及び衛生委員会参加後は、報告書を作成し、本町教育委員会及び対象の学校に提出すること。
- ・面接指導希望者との面接実施後は、意見書を作成し、本町教育委員会へ提出すること。
- ・その他、本町教育委員会が指示する事項。

8 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、学校現場における教職員の勤務特性(長時間労働、部活動対応、精神的負荷等)を深く理解した上で、業務を行うこと。
- (2) 教職員の健康情報や面談内容等の機微な個人情報の取り扱いについては「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、漏洩、紛失等がないよう厳格な管理体制を構築すること。
- (3) 各学校における職場巡視や衛生委員会への参加にあたっては、学校運営及び児童生徒の授業等の妨げにならないよう、事前に学校長及び衛生管理者と十分な調整を行うこと。
- (4) 本事業を通じて策定された「休復職支援の流れ(フロー)」やマニュアル等の成果物及び本町教育委員会に提出された報告書等の所有権は、本町教育委員会に帰属するものとする。

9 その他の事項

本仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、本町教育委員会と本事業受託者との協議のうえ決定する。